# PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11) Publication number:

2003-085891

(43) Date of publication of application: 20.03.2003

(51)Int.Cl.

G11B 20/12 G11B 5/012 G11B 5/09 G11B 20/10 G11B 27/00

(21)Application number: 2001-271410

(71)Applicant: SONY CORP

(22)Date of filing:

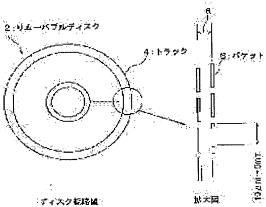
07.09.2001

(72)Inventor: KANO TOSHIO

## (54) REMOVABLE DISK, NON-TRACKING RECORDING AND REPRODUCING DEVICE AND NON-TRACKING RECORDING AND REPRODUCING SYSTEM

#### (57) Abstract:

PROBLEM TO BE SOLVED: To provide a removable disk, which realizes a high recording density by reducing the track pitch and improving the track density. SOLUTION: In the removable disk 2 with synthetic resins as base materials, information is recorded on a track by a packet recording system. Namely, a packet 6 is used as a constitutive unit of a track 4. In this removable disk, recording and reproducing are performed by using a non-tracking system. Therefore, the track pitch is reduced to be  $\leq 20~\mu$  m and the track density is improved so that the capacity of the disk can be increased.



#### (19)日本国特許庁 (JP)

# (12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号 特開2003-85891 (P2003-85891A)

(43)公開日 平成15年3月20日(2003.3.20)

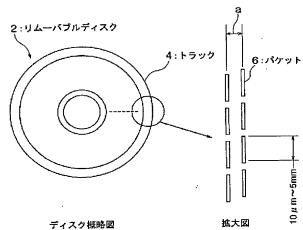
(51) Int.Cl. <sup>7</sup>		識別記号	FΙ	テーマコード(参考)
G11B	20/12		G11B 20/12	5 D 0 3 1
	5/012		5/012	5 D 0 4 4
	5/09	3 3 1	5/09	3 3 1 5 D 0 9 1
	20/10	3 0 1	20/10	301Z 5D110
	27/00		27/00	A
			審查請求 未請求 請求項	頁の数10 OL (全 6 頁)
(21)出願番号		特願2001-271410(P2001-271410)	(71) 出願人 000002185	
			ソニー株式会社	t
(22)出顧日		平成13年9月7日(2001.9.7)	東京都品川区は	L品川6丁目7番35号
			(72)発明者 叶 俊夫	
			東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニ	
			一株式会社内	
			(74)代理人 100095326	
			弁理士 畑中	芳実 (外1名)
			Fターム(参考) 5D031 AA0	4 CC20 EE07
			5D044 BC0	1 CC04 DE02 DE03
			5D091 AA0	8 CC05 GG33
			5D110 AA1	3

# (54) 【発明の名称】 リムーバブルディスク、ノントラッキング記録再生装置およびノントラッキング記録再生システム

### (57)【要約】

【課題】 トラックピッチを小さくしてトラック密度を 高め、高記録密度を実現したリムーバブルディスクを提 供する。

【解決手段】 合成樹脂をベース材料としたリムーバブルディスク2において、パケット記録方式によってトラックに情報を記録する。すなわち、トラック4の構成単位としてパケット6を用いる。このリムーバブルディスクは、ノントラッキング方式を用いて記録再生を行うので、トラックピッチを20μm以下にまで小さくして、トラック密度を高め、ディスクの容量を増加させることが可能となる。



#### 【特許請求の範囲】

【請求項1】 合成樹脂をベース材料としたリムーバブルディスクであって、パケット記録方式によってトラックに情報を記録したことを特徴とするリムーバブルディスク。

【請求項2】 トラックピッチが20 $\mu$ m以下であることを特徴とする請求項1に記載のリムーバブルディスク。

【請求項3】 1パケットの長さが $10\mu$ m~5mmであることを特徴とする請求項1または2に記載のリムー 10バブルディスク。

【請求項4】 パケット記録方式によってトラックに情報を記録した円形リング状のゾーン同士の間に、情報を記録しない円形リング状のセーフティゾーンを設けたことを特徴とする請求項1~3のいずれか1項に記載のリムーバブルディスク。

【請求項5】 セーフティゾーンの幅が $100\sim500$   $\mu$  mであることを特徴とする請求項4に記載のリムーバブルディスク。

【請求項6】 磁気記録方式のディスクであることを特 20 徴とする請求項1~5のいずれか1項に記載のリムーバブルディスク。

【請求項7】 フレキシブルディスクまたはハードディスクであることを特徴とする請求項1~6のいずれか1項に記載のリムーバブルディスク。

【請求項8】 ヘッドと、ヘッドを進退させてヘッドの位置決めを行うステッピングモータと、前記ヘッドによりディスクから読み込んだ複数のパケットを各パケットのパケット番号に基づき並び替えて出力するパケット並び替え手段とを具備することを特徴とするノントラッキング記録再生装置。

【請求項9】 請求項1~7のいずれか1項に記載のリムーバブルディスクと、請求項8に記載のノントラッキング記録再生装置とを具備し、前記ノントラッキング記録再生装置のヘッドにより前記リムーバブルディスクの複数のパケットを読み込むとともに、これら複数のパケットを前記ノントラッキング記録再生装置のパケット並び替え手段により並び替えて出力することを特徴とするノントラッキング記録再生システム。

【請求項10】 ノントラッキング記録再生装置のヘッドによりリムーバブルディスクの全てのパケットを読み込むとともに、これら全てのパケットをノントラッキング記録再生装置のパケット並び替え手段により並び替えて出力することを特徴とする請求項9に記載のノントラッキング記録再生システム。

#### 【発明の詳細な説明】

#### [0001]

【発明の属する技術分野】本発明は、合成樹脂をベース 材料とし、ノントラッキング方式により記録再生を行う リムーバブルディスクおよびその記録再生手段に関す る。

#### [0002]

【従来の技術】従来、着脱可能なリムーバブルディスク、特に磁気記録方式を用いた大容量フレキシブルディスクやリムーバブルハードディスクにおいて、高記録密度を実現するためには、記録再生にトラックサーボ方式を用いるとともに、トラックピッチを小さくしてトラック密度を高めることが有効な方法であった。

#### [0003]

【発明が解決しようとする課題】しかし、合成樹脂をベース材料としたトラックサーボ記録再生方式のリムーバブルディスクにおいて、前述のようにトラックピッチを小さくしてトラック密度を高める場合、トラックピッチを20 $\mu$ m以下にすると、ディスクとドライブ本体とのチャッキング精度、モーター軸の振れ、ディスクの面振れ、ベース材料である合成樹脂の温度・湿度変化によるディスクの膨張・収縮等により、トラッキングを精度よく行うことが難しくなり、そのためトラックピッチを20 $\mu$ m以下にまで小さくすることは困難であった。

【0004】すなわち、従来用いられてきたフレキシブルディスクやリムーバブルハードディスクでは、記録トラックは同心円状に形成されている。この方式において、トラックをヘッドがトレースするようにサーボ技術を用いているが、ベース材料に合成樹脂を用いたディスクでは、トラックピッチが20μm以下になると、前述した原因により、トラックサーボのみではヘッドがトラックに追従するのが難しくなっていた。

【0005】本発明は、前述した事情に鑑みてなされたもので、その第1の目的は、記録再生にトラックサーボ方式ではなく、ノントラッキング方式を用いることにより、トラックピッチを小さくしてトラック密度を高め、高記録密度を実現したリムーバブルディスクを提供することにある。また、本発明の第2の目的は、上記リムーバブルディスクの記録再生を行うためのノントラッキング記録再生装置を提供することにある。さらに、本発明の第3の目的は、上記リムーバブルディスクおよび上記ノントラッキング記録再生装置を用いたノントラッキング記録再生システムを提供することにある。

#### [0006]

【課題を解決するための手段】本発明は、第1の目的を 達成するため、下記(1)~(7)に示すリムーバブル ディスクを提供する。

【0007】(1)合成樹脂をベース材料としたリムーバブルディスクであって、パケット記録方式によってトラックに情報を記録したことを特徴とするリムーバブルディスク。

【0008】(2)トラックピッチが $20\mu$  m以下である(1)のリムーバブルディスク。

【0009】(3) 1パケットの長さが $10 \mu$  m $\sim 5$  m 50 m である(1)、(2) のリムーバブルディスク。

20

3

【0010】(4)パケット記録方式によってトラック に情報を記録した円形リング状のゾーン同士の間に、情 報を記録しない円形リング状のセーフティゾーンを設け た(1)~(3)のリムーバブルディスク。

【0011】(5)セーフティゾーンの幅が100~5  $00\mu m$ である(4)のリムーバブルディスク。

【0012】(6)磁気記録方式のディスクである (1)~(5)のリムーバブルディスク。

【0013】(7)フレキシブルディスクまたはハード ディスクである(1)~(6)のリムーバブルディス ク。

【0014】本発明は、第2の目的を達成するため、下 記(8)に示すノントラッキング記録再生装置を提供す

【0015】(8) ヘッドと、ヘッドを進退させてヘッ ドの位置決めを行うステッピングモータと、前記ヘッド によりディスクから読み込んだ複数のパケットを各パケ ットのパケット番号に基づき並び替えて出力するパケッ ト並び替え手段とを具備することを特徴とするノントラ ッキング記録再生装置。

【0016】本発明は、第3の目的を達成するため、下 記(9)、(10)に示すノントラッキング記録再生シ ステムを提供する。

【0017】(9)(1)~(7)のリムーバブルディ スクと、(8)のノントラッキング記録再生装置とを具 備し、前記ノントラッキング記録再生装置のヘッドによ り前記リムーバブルディスクの複数のパケットを読み込 むとともに、これら複数のパケットを前記ノントラッキ ング記録再生装置のパケット並び替え手段により並び替 えて出力することを特徴とするノントラッキング記録再 生システム。

【0018】(10)ノントラッキング記録再生装置の ヘッドによりリムーバブルディスクの全てのパケットを 読み込むとともに、これら全てのパケットをノントラッ キング記録再生装置のパケット並び替え手段により並び 替えて出力する(9)のノントラッキング記録再生シス

【0019】本発明では、ノントラッキング技術を用い て、サーボ信号を用いずに再生を行うので、トラックピ ッチが20μm以下となっても、ディスクの面振れ等の 影響を受けにくくなる。そのため、本発明によれば、合 成樹脂をベース材料としたリムーバブルディスクにおい て、トラックピッチを20μm以下にまで小さくして、 トラック密度を高め、ディスクの容量を増加させること が可能となる。

#### [0020]

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施の形態を図面 を参照して説明する。図1は本発明に係るリムーバブル ディスクの一実施形態を示す概略図である。本例のリム ーバブルディスク2は、PET等の合成樹脂をベース材 50

料としたもので、図1右側の拡大図のように、トラック 4の構成単位としてパケット6を用いている。このパケ ット6は、CD-R等で用いられているような、予めデ ィスク上にサーボ情報が書かれていて、かつ記録トラッ クが一本であるためにリンク情報を用いて記録情報を管 理するパケットとは異なり、ノントラッキング記録再生 方式を実現するために用いるものである。

【0021】1つのパケット6は、図2に示すように、 パケット番号、データ、CRCおよびECCにより構成 10 されている。CRC (cyclical redundancy checking) は、巡回符号検査に用いるデータの正/誤を検出するた めの冗長符号である。 E C C (Error Checking and Cor rection)は、データエラーの検出と訂正を行うための ものである。トラックサーボ方式のハードディスク等で は、ヘッダー等のセクタ(パケットに相当)情報とサー ボ信号の両方が用いられているが、本発明のノントラッ キング方式では、パケット番号のみでディスクに記録す る情報を管理することができ、サーボ領域を必要とせ ず、記録容量の増大を期待することができる。本例のデ ィスク2において、トラックピッチa(図1)は、20 μm以下であることが望ましい。また、1パケット6の 長さは、使用するディスクの直径にもよるが、直径3. 5インチのディスクにて、10μmから5mm程度が望 ましい(図1、2)。

【0022】図3は本発明に係るリムーバブルディスク のディスク構成の一例を示す図である。ディスクの内側 には、データゾーンの順番等を記録しているディスク情 報記録ゾーンが設けられている。また、1回の記録にお いて、ひとつのデータゾーンを用いるようになってい る。なお、ここではデータゾーンの領域管理情報をディ スク上に記録する例を示したが、図4に示すように、デ ィスクシェル内に半導体メモリを配置して、そこにデー タゾーンの領域管理情報を記録してもよい。すなわち、 データゾーンに何が書かれているか、どのデータゾーン が最後なのか等を示すために、ディスク上のディスク記 録ゾーンまたはシェル内の半導体メモリの中にディスク 記録情報を保存するのである。

【0023】図5は、本発明に係るノントラッキング記 録再生装置の一実施形態を示す概略図である。本例の装 置は、ヘッド12、ヘッドを進退させてヘッドの位置決 めを行うステッピングモータ14、ディスク回転用モー タ16、記録アンプ18、エンコーダ20、再生アンプ 22、デコーダ24、ヘッドによりディスクから読み込 んだ複数のパケットを各パケットのパケット番号に基づ き並び替えて出力するパケット並び替え回路26(パケ ット並び替え手段)、およびコントローラ&インターフ ェース28を備えている。本例の装置は、通常のフレキ シブルディスクドライブのシステム構成において、ステ ッピングモータ14によるヘッド12の送りを5μmピ ッチで行うことができるようにしてある点と、パケット

並び替え回路26を追加してある点が特徴である。ステッピングモータの先端にヘッドが取り付けられており、記録・再生ともトラックサーボ方式は用いず、ステッピングモータのみにてヘッドの送り位置が決定される。

【0024】図1~4に示したリムーバブルディスクに 図5に示したノントラッキング記録再生装置を用いて情 報を記録する際には、サーボ信号を用いずに、ドライブ 本体のステッピングモータの送りピッチを20μ mにし て記録を行う。情報を再生する際には、ステッピングモ ータの送りピッチを 1 0 μ mにして(あるいは書き込み 時の送りピッチの0.5倍から0.9倍にして)、また パケットが読めない時には送りピッチを5μmにして再 度信号の読み込みを行う。再生サーボを用いないため、 トラックの中心とヘッドトレースの中心を一致させるこ とはできない。ヘッドの送りピッチを例えば10μmに して、読むことができるパケットを読みとり、メモリ等 にパケットを取り込むのがノントラッキング方式の特徴 である。図6に、トレースの一番目ではパケットの番号 3、トレースの二番目ではパケットの番号2、トレース の三番目ではパケットの番号1が読み込まれた場合を示 20 す。ただし、このままではパケット順に書かれたデータ を取り出すことはできないので、この読み込みの際に、 読み込んだパケットをパケット並び替え回路(メモリ) に取り込み、データとして出力する際には、図7に示す ように、パケット並び替え回路内にてパケットの順番に 並び替えて出力する。

【0025】また、上述したノントラッキングシステムは、トラックサーボを用いていないため、ディスクの取り外し等によってチャッキングを繰り返すと、ディスクとモータのチャッキング精度により、追記録した場合に 30前に書き込んだ情報を上書きする危険性がある。よってそれを防ぐために、本例のディスクでは、図8に示すように、パケット記録方式によってトラックに情報を記録した円形リング状のゾーン同士の間、すなわちディスク\*

\*情報記録ゾーンとデータゾーン1との間、およびデータ ゾーン1とデータゾーン2の間に、情報を記録しない円 形リング状のセーフティゾーン1、セーフティゾーン2 をそれぞれ設けている。この場合、追記録した場合に前 に書き込んだ情報を上書きする危険を避ける点で、セーフティゾーンの幅は $100\sim500\mu$ m程度とすること が適当である。

#### [0026]

【発明の効果】以上説明したように、本発明では、ノントラッキング方式を用いて記録再生を行うので、合成樹脂をベース材料としたリムーバブルディスクにおいて、トラックピッチを20μm以下にまで小さくして、トラック密度を高め、ディスクの容量を増加させることが可能となる。

#### 【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係るリムーバブルディスクの一実施形態を示す概略図である。

【図2】1パケットの構成を示す図である。

【図3】本発明リムーバブルディスクのディスク構成の 一例を示す図である。

【図4】ディスク記録情報をシェル内の半導体メモリに 記録した本発明リムーバブルディスクの一例を示す図で ある。

【図5】本発明に係るノントラッキング記録再生装置の 一実施形態を示す概略図である。

【図6】再生時のパケット再生信号を示す図である。

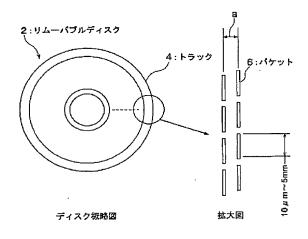
【図7】パケットの並べ替え方法を示す図である。

【図8】セーフティゾーンの幅の違いによる干渉を示す 図である。

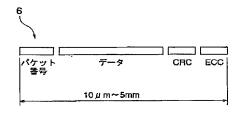
#### 【符号の説明】

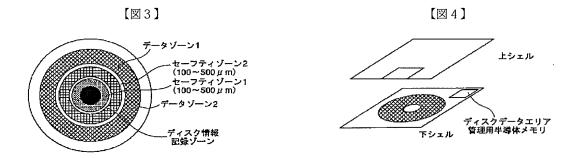
2……リムーバブルディスク、4……トラック、6…… パケット、12……ヘッド、14……ステッピングモー タ、26……パケット並び替え手段。

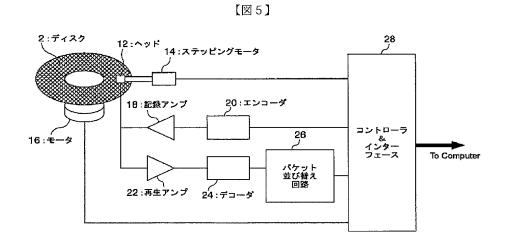
[図1]

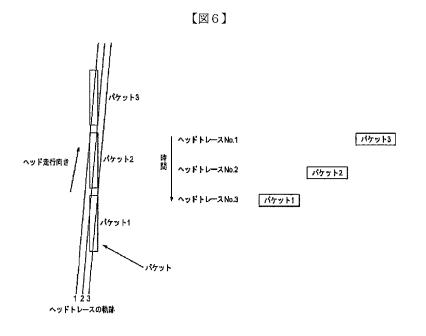


【図2】

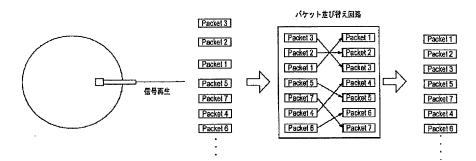




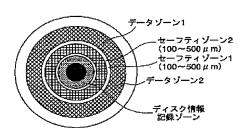




[図7]



【図8】



パケットライトによる記録方式概要図

